

## まるやま保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたにすべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 名 称       | 社会福祉法人あすなろ福祉会 まるやま保育園 |
| 所 在 地     | 鎌ヶ谷市丸山2-11-28         |
| 電 話 番 号   | 047-441-7070          |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 長濱 恵子             |

### 2 利用施設

|        |  |
|--------|--|
| 施設の種類  | 保育所  |
| 施設の名称  | まるやま保育園                                      |
| 施設の所在地 | 鎌ヶ谷市丸山2-11-28                                |
| 連絡先    | 電話番号 047-441-7070<br>FAX 047-446-8830        |
| 管理者    | 園長 中野 千絵子                                    |
| 対象児童   | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 利用定員   | 3歳以上の児童 61人<br>1歳以上3歳未満の児童 30人<br>0歳の児童 9人   |
| 開設年月日  | 平成19年 4月 1日                                  |
| 事業所番号  | XXXXXXXXXX                                   |

### 3 サービスの目的・運営方針

まるやま保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（3）「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

|    |      |                       |
|----|------|-----------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2881 m <sup>2</sup>   |
|    |      | 園庭                    |
| 園舎 | 構造   | R C 構造                |
|    | 延べ面積 | 259.34 m <sup>2</sup> |

##### (2) 主な設備

| 設備        | 部屋数 | 備考   |
|-----------|-----|--|
| 乳幼児       | 1 室 | ひよこ組 (0 歳児クラス)   |
| ほふく室      | 1 室 | りす組 (1 歳児クラス)  |
| 保育室       | 4 室 | うさぎ組 (2 歳児クラス)、にじ組 (3 歳児クラス)、つき組 (4 歳児クラス)、ほし組 (5 歳児クラス) について各 1 室 |
| 遊戯室 (ホール) | 1 室 |  |
| 調理室       | 1 室 |  |
| 一時保育      | 1 室 |  |
| 事務室       | 1 室 |  |

#### 5 職員の設置状況

| 職種    | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------|----|----|-----|----|
| 園長    | 1  | 1  |     |    |
| 主任保育士 | 1  | 1  |     |    |
| 保育士   | 17 | 16 | 1   |    |
| 看護師   | 1  | 1  |     |    |
| 栄養士   | 1  | 1  |     |    |
| 調理員   | 4  | 2  | 2   |    |

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 21 日千葉県条例第 85 号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職種    | 勤務体系                 |
|-------|----------------------|
| 園長    | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） |
| 保育士   | 正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） |
| 看護師   | 正規の勤務時間帯（９：３０～１７：３０） |
| 栄養士   | 正規の勤務時間帯（７：４５～１６：４５） |
| 調理員   | 正規の勤務時間帯（７：４５～１６：４５） |

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

行事等により、園が定めた日も臨時休園となることがあります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### （1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

また、何かしらのご事情で19時までにお迎えに来られない場合、15分毎に500円別途徴収いたします。

### （2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### （2）体操教室

専門講師指導派遣

### （3）食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 午前間食   | 昼食      | 午後間食    | 備考 |
|-----|--------|---------|---------|----|
| 0歳児 | 9時00分頃 | 10時45分頃 | 14時45分頃 |    |
| 1歳児 | 9時00分頃 | 11時頃    | 15時頃    |    |
| 2歳児 | 9時00分頃 | 11時頃    | 15時頃    |    |
| 3歳児 |        | 11時20分頃 | 15時頃    |    |
| 4歳児 |        | 11時40分頃 | 15時頃    |    |
| 5歳児 |        | 11時50分頃 | 15時頃    |    |

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※土曜日及びお盆期間、年末年始期間中は給食の提供ができませんので、お弁当持参となります。

### （5）その他

一時預かり（平成31年度より休業中です）

## 9 利用料金

### （1）特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定まる保育料をお支払いいただきます。

### （2）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

### （1）利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 畑医院          |
| 医 院 長 名 | 畑 衛          |
| 所 在 地   | 鎌ヶ谷市中央5-1-74 |
| 電 話 番 号 | 047-443-4051 |

(2) 歯科

|         |                |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | 大野歯科           |
| 医 院 長 名 | 大野 稔           |
| 所 在 地   | 鎌ヶ谷市東中沢1-15-45 |
| 電 話 番 号 | 047-446-1748   |

## 1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

|              |  |          |
|--------------|--|----------|
| 児童のかかりつけ医療機関 | 医療機関名：<br>診 療 科：<br>主 治 医：<br>所 在 地：<br>電 話 番 号： | 緊急連絡票を参照 |
| 緊急連絡先①       | 医療機関名：<br>診 療 科：<br>主 治 医：<br>所 在 地：<br>電 話 番 号： | 緊急連絡票を参照 |
| 緊急連絡先②       | 医療機関名：<br>診 療 科：<br>主 治 医：<br>所 在 地：<br>電 話 番 号： | 緊急連絡票を参照 |

### 1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|            |   |                     |
|------------|---|---------------------|
| 当園のご利用相談窓口 | ・窓口担当者 園長、主任<br>・ご利用時間 8：30～17：00<br>・電話番号 047-441-7070<br>FAX 047-446-8830<br>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |                     |
| 第三者委員      | 小林 存祐   | 電話番号 047-443-9856   |
|            |   | 役職・肩書等 延命寺 住職       |
|            | 村田 真一   | 電話番号 047-443-8212   |
|            |   | 役職・肩書等 リーベン鎌ヶ谷 介護職員 |

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 1 4 非常時災害の対策

|         |  |
|---------|--|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。  |
| 防災設備    | ・自動火災報知機 有<br>・誘導灯 有<br>・ガス漏れ報知機 有<br>・非常警報装置 有<br>・非常用電源 有<br>・スプリンクラー 無<br>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。  |

### 1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 保険の種類 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター |
| 保険の内容 | 災害共済               |
| 保険金額  | 保護者負担315円          |

※詳しくは、別途配布する「保険のしおり」をご確認ください。

### 1 6 当園におけるその他の留意事項

|                |   |
|----------------|---|
| 喫煙             | 当園の敷地内はすべて禁煙です。                                   |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |